

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）  
次期がん対策推進基本計画に向けて小児がん拠点病院および連携病院の小児がん  
医療・支援の質を評価する新たな指標開発のための研究  
分担研究報告書

「上記研究の実施」

研究分担者 後藤 裕明・地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター病院長

**研究要旨**

小児がん連携病院における小児がん医療の質を客観的に評価するために、小児がん拠点病院に対する Quality Indicator (QI)を参考にしながら、22 指標からなる QI を策定し、自施設がある関東甲信越地区の小児がん連携病院に対して指標の算定を依頼した。年間の急性リンパ性白血病新規診断数が施設によって 0 件から 13 件の幅があるなど、各連携病院における小児がん診療の規模を把握するうえで有用な調査となったが、QI 調査の結果が各施設の PDCA サイクルに実際に活用され、地域における医療の質向上に貢献するかについては、調査を継続したうえで今後の評価が必要である。

**A. 研究目的**

本研究の目的は小児がん医療における質の向上と標準的治療の均てん化を目指し、先行研究で策定した小児がん拠点病院に対する QI 調査を参考にしながら、小児がん連携病院に対して、その機能を客観的に評価するための QI 指標を策定することである。各連携病院が、結果をもとにした PDCA サイクルを利活用しながら、自施設の機能改善に役立てることができるような指標の開発を目指した。

**B. 研究方法**

研究班で討議・検討を行い、拠点病院に対する QI 指標を参考にしながら、連携病院に対する QI 指標を策定した。その際、

拠点病院よりは新規小児がん患者数などの診療規模が小さい連携病院の機能を評価するのに相応しい、指標を選定することに留意した。

2021 年に策定した指標を用いて、関東甲信越地区小児がん連携病院に対し QI 調査を実施し、その集計をおこなった。同時に、先行研究で策定した小児がん拠点病院 QI を用いて自施設の診療水準に関する考察を行い、小児がん診療施設 QI 調査が小児がん医療の質の向上に貢献しうるかを検討した。

**C. 研究結果**

関東甲信越地区の小児がん連携病院類型 1 施設に指定された 28 施設から回答を

得た。

各施設における常勤の小児血液・がん専門医数は中央値 2 名、最小値 0 名、最大値 6 名であった。常勤の小児がん認定外科医が在籍する施設は 14 施設 (50%) であった。常勤の病理専門医在籍数中央値は 7.5 名であったが、4 つの小児病院ではいずれも 1 名であった。もっとも代表的な小児がんである急性リンパ性白血病の年間新規診断数は中央値 3 名であったが、3 施設が 0 名と回答した。ブロック内の小児がん拠点病院に診療を依頼した小児がん患者数については、9 施設が 0 と回答した。

自施設の QI 指標の中では、中央病理診断提出率 (中央病理検体数/自施設検体数) が 2019 年の 37.0% から 73.3% に改善していた。

#### D. 考察

長期フォローアップ外来受診患者数については 8 施設から回答が得られなかった。回答が得られなかった理由を精査する必要があるが、小児がん診療に携わる人的資源が少ない連携病院では算定が難しい (算定に要する人・時間の確保が難しい) 指標がある可能性が示唆された。拠点病院に準ずる小児がん診療機能を有すると定義される類型 1 施設においても常勤の小児血液・がん専門医が在籍していない施設が存在するなど、構造指標においても連携病院間で差があることが判明した。病理専門医数においては、総合病院と小児専門病院との間で差が見られ、施設

の種類により一律的な比較が難しい指標も存在した。同じ地域ブロックにある拠点病院に診療依頼を行った経験がない施設が 9 施設 (32%) であり、ブロック内の小児がん医療連携が、現時点では十分に進んでいない可能性がある。

自施設の QI 指標においては、かねてからの課題であった中央病理診断提出率が改善しており、QI 指標は小児がん診療において施設の機能強化に役立つ可能性が示唆された。

#### E. 結論

小児がん連携病院を対象とした QI 指標を策定し、調査を実施した。QI 評価が小児がん医療における質の向上、連携病院の機能強化につながるかについては、調査を継続したうえで、今後の評価が必要である。

#### F. 健康危険情報

該当なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

別紙参照

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

##### 1. 特許取得

該当なし

##### 2. 実用新案登録

該当なし

##### 3. その他

なし